



一般事業主行動計画書（令和4年度版）

社会医療法人青洲会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

目標1. （改正）育児、介護休業法に基づく育児休業や時間外労働、深夜業務の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休業など諸制度を周知及び利用促進を図る。

～青洲会の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率30%以上、取得期間平均4週間以上

女性の育児休業取得率90%以上

《対策》

- 令和4年4月～職場内eラーニングシステムを使用したメール送信および掲示板（Web）に育児・介護休業法に基づく諸制度等を掲載して周知に努める。自法人のホームページに掲載する。
- 産後パパ育休を創設する。（令和4年4月～）

目標2. 出産や子育てにより退職した職員についての再雇用制度を実施する。

（前計画期間からの継続目標）

《対策》

- 平成26年4月～就業規則等関連諸規定の改定を実施し出産や子育てによる退職者が職場復帰を希望される場合は特段の理由がない限り優先して再雇用を行うことを明記し、職員へ周知する。（実行中）

目標3. 社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間管理システムを導入し残業のない職場作りを行う。（時間外業務 前年比10%減少）

《対策》

- 令和3年4月～勤務時間管理システム導入&現状分析&課題抽出。
- 平成4年4月～現状分析の結果を踏まえ、業務改善など働き方改革を推進し、残業のない職場作りを実施する。

（付則） この計画は、令和4年度版として施行する。ただし、内容に問題がない場合は次年度以降も計画を継続運用することとする。